

著作権保護期間延長のお知らせ

読売書法会事務局

2018年12月30日に施行された著作権法の改正に伴い、著作者の「死後50年」だった著作権の保護期間が、「死後70年」に延長されました。

文化庁の発表によると、これまでは50年前（1968年）に亡くなった方の保護期間が2018年12月31日で「消滅」するところ、70年換算で**2038年12月31日**まで保護されることになりました。出品題材として扱う場合、「51年前（1967年）に亡くなった方まで著作権が消滅」となりますのでご注意ください。該当する作家は下記の20名です。

【1968年に亡くなり、著作権保護が2038年まで延長された作家】

梅谷 緑 (ウメタニ ミドリ)
大沢 実 (オオサワ ミノル)
太田 千鶴夫 (オオタ チヅオ)
奥野 信太郎 (オクノ シンタロウ)
川上 三太郎 (カワカミ サンタロウ)
川路 健 (カワジ ケン)
木山 捷平 (キヤマ ショウヘイ)
草薙 一雄 (クサナギ カヅオ)
子母沢 寛 (シモザワ カン)
中井 正晃 (ナカイ マサアキ)
長崎 鎌次郎 (ナガサキ カマジロウ)
長崎 謙二郎 (ナガサキ ケンジロウ)
長崎 草之介 (ナガサキ ソウノスケ)
村岡 花子 (ムラオカ ハナコ)
村上 昭夫 (ムラカミ アキオ)
吉尾 なつ子 (ヨシオ ナツコ)

※ただし、上記16作家については、「2019日本文芸家協会リスト（第36回読売書法展用）」に掲載されていますので、読売書法会事務局が代行して手続きをとることができます。

※下記4作家については、出品者から直接申請や許諾の手続きが必要になります。

佐藤 義美 (サトウ ヨシミ)
日沼 倫太郎 (ヒヌマ リンタロウ)
廣津 和郎 (ヒロツ カズオ)
丸岡 明 (マルオカ アキラ)

今回の法改正は、50年前（1968年）から70年前（1949年）までの20年間に亡くなった作家の保護期間を「復活」させるものではありません。すでに保護期間が「消滅」した人は「復活」できません。

以上